

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則	三〇
○福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則	三〇
○福島県森林組合法施行細則の一部を改正する規則	三〇
告 示	三三
○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	三三
○特定水産資源について知事管理漁獲可能量を変更した件	三三
○土地改良区の定款の変更を認可した件	三三
○保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件	三三

規 則

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県森林組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第十一号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則（平成九年福島県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表福島県営真舟団地の項中「〇・八三」を「〇・八四」に改め、同表福島県営四ツ波団地の項中「〇・八二」を「〇・八一」に改め、同表福島県営高坂西団地の項中「〇・八五」を「〇・八六」に改め、同表福島県営上浅貝団地の項中「三号室から六号室まで」を「四号室から六号室まで」に、「九号室、十三号室」を「九号室」に、「二十号室から二十二号室まで」を「二十号室、二十二号室」に、「十九号室から二十一号室まで、二十四号室から二十七号室まで」を「十九号室、二十一号室、二十四

号室、二十五号室、二十七号室」に、「十七号室から十九号室まで、二十一号室から二十三号室まで、二十五号室から三十号室まで」を「十七号室、十九号室、二十二号室、二十五号室から三十号室まで」に、「九号室、十一号室、十二号室」を「九号室」に、「十九号室から二十一号室まで」を「十九号室、二十号室」に改め、「二十六号室」を削り、「及び九号室から三十号室まで」を「九号室から十一号室まで、十四号室、十六号室、二十号室、二十二号室から二十五号室まで及び二十八号室」に、「二号室から二十五号室まで及び二十七号室から三十号室まで」を「二号室、五号室、七号室から九号室まで、十一号室から二十一号室まで、二十三号室、二十七号室及び三十号室」に、「一号楼の一号室、二号室」を「一号楼の一号室から三号室まで」に、「十号室から十二号室まで、十四号室、十九号室」を「十号室から十四号室まで、十九号室、二十一号室」に改め、「十二号室、十八号室」の下に「二十号室」を、「二十三号室」の下に「二十六号室」を加え、「十六号室、二十号室」を「十六号室、十八号室、二十号室、二十一号室、二十三号室」に、「十号室、十三号室、十四号室」を「十号室から十四号室まで」に、「二十五号室、二十七号室」を「二十五号室から二十七号室まで」に改め、「八号室」の下に「十二号室、十三号室、十五号室、十七号室から十九号室まで、二十一号室、二十六号室、二十七号室、二十九号室及び三十号室」を加え、「一号室及び二十六号室」を「一号室、三号室、四号室、六号室、十号室、二十二号室、二十四号室から二十六号室まで、二十八号室及び二十九号室」に改め、同表福島県営平赤井団地の項中「〇・八九」を「〇・八八」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（建築住宅課）

福島県規則第十二号

福島県森林組合法施行細則の一部を改正する規則

福島県森林組合法施行細則（平成十二年福島県規則第百五号）の一部を次のように改正する。

- 様式第一号及び様式第二号中「㊦」を削る。
- 様式第三号中「㊦」及び「ハ、キ、ク、ケ」を削る。
- 様式第四号中「㊦」を削る。
- 様式第五号（その一）中「㊦」を削り、同様式（その二）中「㊦」及び「ハ、キ、ク、ケ」を削る。
- 様式第六号及び様式第七号中「㊦」を削る。
- 様式第八号及び様式第九号中「㊦」を削る。
- 様式第十号から様式第十二号までの様式中「㊦」を削る。
- 様式第十三号中「㊦」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県森林組合法施行細則（次項において「改正前の規則」という。）の規定に基づき提出されている申請書、請求書及び届は、それぞれ改正後の福島県森林組合法施行細則の規定に基づき提出された申請書、請求書及び届とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（森林計画課）

告 示

福島県告示第四百十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年三月五日から同年四月五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年三月五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
サンデーいわき泉店 福島県いわき市泉町下川字葉師前七十九番地一ほか四十筆
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第五項の規定により、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和五管理年度（令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで）における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和六年三月五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 くろまぐろ（小型魚）
- 1 知事管理区分 福島県くろまぐろ（小型魚） 漁業
- 2 配分する数量 十七・二トン

二 くろまぐろ（大型魚）

- 1 知事管理区分 福島県くろまぐろ（大型魚） 漁業
- 2 配分する数量 一・〇トン

（水産課）

福島県告示第五百一十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、鮫川堰土地改良区から令和六年二月十五日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十七日認可した。

令和六年三月五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農村計画課）

福島県告示第五百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和六年三月五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名
村社出羽神社 高木三之助 草野長明
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和五年農林水産省告示第八百二十号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第五百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を国見町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和六年三月五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名

阿部利八 紺野正夫 渡辺喜一郎 佐藤ギン 仲野市太郎 高原正夫 大内善次郎
仲野榮太郎 菅井匡尾 蓬田助次 渡辺仙太郎 渡辺アキ 横山隆 高橋源六 佐
藤永七 仲野清蔵 阿部幸雄 紺野忠蔵 高鶴ヤス 紺野トミ子 渡辺正五郎 小鹿
春治 鈴木善次郎 後藤重一 一條長七 仲野国男 佐藤一男 高橋房次郎 黒田長
明 阿部林右工門 佐藤一郎 安積貞 佐藤直七 安彦松三郎 横山シカ 後藤長之
助 一條善八 渡部易蔵 佐藤幸初 佐藤喜四郎

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和六年農林水産省告示第七十一号）によること。

（森林保全課）